

募集要項

令和8年度芦屋基地航空祭（以下「航空祭」という。）における臨時売店の出店業者について、細部記載しておりますので、公告と併せてご覧の上、応募の参考にしてください。

1 航空祭実施日時

令和8年11月15日（日）午前9時～午後2時30分

※日程等は予定であり、気象状況その他の理由により中止を含め内容等が変更されることがあります。

2 販売時間等

来場者入門開始時刻～午後2時（基準）

※当日の天候等により航空祭の時程が変更された場合、販売時間が変更になる場合があります。

※販売時間内に販売物品が完売されても航空祭が終了し、担当者が指示するまで売店の撤収はできません。

3 販売品目

(1) 食品

食品衛生法に基づく臨時営業許可を必要とする食品の販売については、芦屋基地を管轄する福岡宗像・遠賀保健福祉環境事務所からの営業許可を受けていること及び航空祭1ヶ月以内に、調理者・販売員全員が細菌検査（サルモネラ、赤痢、O-157）を受け陰性である証明を提出することが販売の条件となります。

また、変質・腐敗するような生ものの販売は認めません。

(2) キッチンカー

営業種類を「自動車営業」の営業許可を受けていること及び(1)食品の条件と同様となります。

(3) 飲料

ア 容器がガラス製（瓶）のものは、保安上の観点から販売を認めません。

イ 酒類の販売は認めません。一般的にノンアルコールと呼ばれているものであっても、すべて酒類とみなします。

(4) 土産品等

ア 土産品

(ア) 変質・腐敗するようなナマモノの販売は認めません。

(イ) 酒類の販売は認めません。

イ ミリタリー・グッズ等

放射性同位元素が含まれた発光・蓄光体等を使用するすべての製品、サバイバルナイフ等の刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物とみなしますので、販売を認めません。

ウ その他

風船、スーパーボール等の飛散する玩具、ラジコン、ドローン等の飛行する玩具及びスピードくじ類の販売は認めません。

(5) その他

ア 出店申請時に提出していただく販売品目のうち、販売不適と判断した

品目については、販売を認めません。

イ 事前に販売禁止としていなかった品目であっても、当日販売不適と判断された商品については販売を禁止することがあります。

4 応募資格

出店申請書の応募資格は、下記の要件(1)～(7)を備える者であることとします。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団員等及び前第2号から第5号までに定める者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。
- (7) 過去の出店等において、公序良俗に反していないこと。
※従業員の中に上記(1)から(7)までに定める者が一人でも該当した場合、警察等の指導により出店をお断りしますので、ご了承ください。

5 出店規模

- (1) 募集総数（50店舗程度）
 - ア 飲食34店舗程度（内キッチンカー10店舗程度）
 - イ 土産品等（16店舗程度）
- (2) 内訳
 - ア 地域枠
芦屋基地周辺自治体（遠賀4町（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）に所在する業者（飲食、土産品等を含め27店舗程度）
 - イ 福岡県内枠
福岡県内に所在する業者（飲食、土産品等を含め14店舗程度）
 - ウ 一般枠
上記以外の業者（飲食、土産品等を含め9店舗程度）

6 販売方法等

- (1) 販売区画
 - ア 1業者当たりの販売区画は、（間口）5.4m、（奥行）3.6mとします。
 - イ キッチンカーのサイズは、テントのサイズ以内に収まる車体のみ許可します。
 - ウ 衛生管理面及び安全上等の観点から、必ずテント内又はキッチンカーで販売していただきます。

エ テント（キッチンカー枠で出店する業者は不要）は、リース業者が準備設置（有料）するため不要とします。

- (2) 電気及び水の供給
電気及び水の供給は、基地側では一切行いません。 出店に必要な場合は、出店業者で
ご用意ください。

- (3) 火気の使用

ア 加熱調理は、ガスを基本とします。火気（発動発電機を含む。）を使用する場合は、
消火器を準備してください。簡易式スプレーは不可です。

イ 申請のない火気器具等及び店舗に消火器を準備していない場合は、販売を認めませ
ん。

- (4) 資材等

出店に必要なテント（横幕なし）以外の資材等は、すべて出店業者でご用意ください。

- (5) 乗入車両

基地乗入車両は、1 業者当たり 2 台以内とし、車長は 5. 4 m 以内とします。

- (6) その他の事項

ア 飲食業者は、衛生管理面（食中毒防止）の観点から、必ず消毒液、手洗い水及び洗面
器等を準備し、テントごとに備え付けてください。また、調理品を提供される場合は、
地面にシート等を敷いて、食品カス、油等が直接地面に落ちないように配慮をお願いし
ます。

イ 販売に伴うゴミ等は、出店業者側がすべて持ち帰ることとし、必ず店頭にゴミ箱（4
5 リットル以上）を設置してください。（ゴミ袋のみは不可）

ウ 販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施し、売店担当者の点検を受けてくださ
い。

エ ゴミ袋及び清掃用具は、出店業者側で準備してください。

オ 店頭表示（店舗名、販売時間、販売品目及び販売価格）は、必ずを行ってください。
なお、販売価格は適正な価格設定をお願いします。

カ 18 歳未満の就労は禁止します。

キ 出店業者側の責により、航空自衛隊芦屋基地に損害を与えた場合は、その損害を賠
償していただきます。

7 国有財産（土地）使用料

出店に際して、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該使用料をお
支払いいただきます。

8 提出書類等

- (1) 令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 4 時までに提出が必要な書類

ア 令和 8 年度芦屋基地航空祭臨時売店出店申請書（別紙様式第 1）

※本書に記載された以外の方は、当日販売員としての芦屋基地への立ち入り及び販
売に携わることができません。また、本書に記載された品目以外の販売は認めませ
ん。

イ 行政財産（土地）使用申請手続きに関する委任状（別紙様式第 2）

ウ 誓約書（1）（防衛省所管国有財産部局長九州防衛局長あて）（別紙様式第 3）

エ 誓約書（2）（芦屋基地航空祭売店委員あて）（別紙様式第 4）

オ 納税証明書（正）

個人事業代表者等の場合は、【その 3 の 2】、会社等の場合は【その 3 の 3】税務署
で、最新の証明書を取得し、提出してください。

※資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しでも可

カ 会社概要等（別紙様式第 5）

キ 防衛省一般競争入札参加資格（全省統一資格）を有している方は、証明できる書類の写しを提出

(2) 令和8年10月1日（木）までに提出が必要な書類

ア 「出店者証」用の顔写真

縦4. 5 cm、横3. 5 cmの胸部までのカラー写真で、裏面に氏名を記載する。
売店販売員全員分必要。免許証のカラーコピー不可。

イ 臨時営業許可証の写し

※食品衛生法に基づく登録・許可を必要とする食品販売業者の方のみ提出

ウ 細菌検査結果の写し（直近のものであって、売店販売員全員分必要）

※食品衛生法に基づく登録・許可を必要とする食品販売業者の方のみ提出

エ 令和8年度芦屋基地航空祭臨時売店出店申請書（変更）（別紙様式第6）

※変更がある場合のみ提出

(3) 令和8年11月20日（金）までに提出が必要な書類

令和8年度芦屋基地航空祭売上げ実績（別紙様式第7）

(4) 提出先

〒807-0133

福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1

航空自衛隊第3術科学学校業務部業務課 航空祭売店委員

TEL（093）223-0981 内線276

9 出店業者の決定

提出された申請書類を基に書類審査を行い、令和8年9月4日（金）（予定）に決定します。基地ホームページにて決定業者を発表します。

※応募者多数の場合は、基地側にて抽選します。選考方法については、一任していただくことをご了承ください。

10 業者出店説明会及び出店場所抽選会等

(1) 日時

令和8年9月14日（月）15時～

(2) 場所

芦屋基地 隊員食堂（付図）

(3) 参加者

各店代表者

※出店説明会及び出店場所抽選会に参加できない業者は、出店できませんので、ご了承下さい。（業者間の抽選委任は不可とします。）

(4) 持参する物

令和8年度芦屋基地航空祭臨時売店募集要項（添付書類を含む。）

11 経費

国有財産法の規定に基づく国有財産（土地）の使用料及びテント設置料等（約3万円）が必要となりますので、経費については説明会の受付時に納付していただきます。（※キッチンカー業者は、国有財産（土地）の使用料のみ。）

また、経費については業者決定後に発生しますので、出店を辞退された場合でも必要経費を納付して頂きますのでご了承ください。

なお、航空祭が急遽中止となった場合、出店が取消された場合、又は自己都合による出店中止の場合でも返金は致しません。

12 その他

- (1) 芦屋基地航空祭当日は、売店の巡回指導を行います。売店担当者の指示に従わない場合、その時点で販売中止等の処置を行うことがあります。これにより、出店業者側に損害が生じて、航空自衛隊芦屋基地は、一切の賠償又は補償を行いません。
- (2) 提出していただいた書類については、個人情報として芦屋基地航空祭の臨時売店運営に関してのみ使用し、それ以外の目的には使用しません。
- (3) 航空祭当日は、強風に備えて飛散防止の処置を確実に実施してください。
- (4) 航空祭終了後、売店担当者の指示があるまでは出門することはできません。
- (5) 細部については、「芦屋基地航空祭臨時売店出店に伴う細部事項」（別紙）を参照してください。

- 添付書類：
- 1 別紙「芦屋基地航空祭臨時売店出店に伴う細部事項」
 - 2 別紙様式第1「令和8年度芦屋基地航空祭臨時売店出店申請書」
 - 3 別紙様式第2「行政財産（土地）使用申請手続きに関する委任状」
 - 4 別紙様式第3「誓約書（1）（防衛省所管国有財産部局長九州防衛局長あて）」
 - 5 別紙様式第4「誓約書（2）（芦屋基地航空祭売店委員あて）」
 - 6 別紙様式第5「会社概要等」
 - 7 別紙様式第6「令和8年度芦屋基地航空祭臨時売店出店申請書（変更）」
 - 8 別紙様式第7「令和8年度芦屋基地航空祭売上げ実績」